

議案第 49 号

桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

桐生市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市税条例等の一部を改正する条例

(桐生市市税条例の一部改正)

第1条 桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「次項から第 4 項まで」を「次項から第 5 項まで」に改める。

(桐生市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年桐生市市税条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定(同条第 10 項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第 12 項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第 10 項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出

又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 1 項第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同項第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に、「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同項第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同項第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同項第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同項第 9 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同条第 3 項中「第 48 条第 10 項から第 12 項まで」を「第 48 条第 10 項から第 17 項まで」に改める。

附則第 7 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中市税条例第 36 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 2 条の規定
令和 2 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中市税条例第 24 条の改正規定及び附則第 3 条の規定
令和 3 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中市税条例附則第 16 条、附則第 16 条の 2 の改正規定及び附則第 4 条の規定
令和 3 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の市税条例(次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。)第 36 条の 2 第 6 項の規定は、同号に掲げる規

定の施行の日以後に令和２年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

２ ２年新条例第３６条の３の２第１項(第３号に係る部分に限る。)の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第３６条の２第１項に規定する給与について提出する２年新条例第３６条の３の２第１項及び第２項に規定する申告書について適用する。

３ ２年新条例第３６条の３の３第１項の規定は、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成３１年法律第６号)第１条の規定による改正後の所得税法(昭和４０年法律第３３号。以下この項において「新所得税法」という。)第２０３条の６第１項に規定する公的年金等(新所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する２年新条例第３６条の３の３第１項に規定する申告書について適用する。

第３条 附則第１条第２号に掲げる規定による改正後の市税条例第２４条第１項(第２号に係る部分に限る。)の規定は、令和３年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和２年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

第４条 附則第１条第３号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 49 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税及び軽自動車税について、所要の改正を行おうとするものです。

主な内容は、単身児童扶養者の非課税措置対象への追加及び軽自動車に係るグリーン化特例の見直しを行おうとするものです。